

第 84 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた
ソフトバンク株式会社への追加質問及び回答
(モバイル接続料の検証関係)

問 MVNOも冗長構成を利用可能とのことだが、(1) MNOネットワーク内の冗長構成をMVNOが利用できるかという話と、(2) MNOとMVNO間のPOIを冗長化できるかという話の二つの話があると思われる。この点、

- (1) MNOネットワーク内の冗長構成をMVNOが利用するに当たり、MVNOは何らかの手続きが必要なのか。それとも、MVNOによる特段の手続きは必要なく、自動的にMVNOはMNOのネットワーク内の冗長構成を利用できているのか。
- (2) POIの冗長化について、貴社においては、MVNOが希望する場合には少なくとも同一拠点における回線の二重化については、実現できるという理解でよいか。その場合、貴社においては、貴社ネットワーク側の費用について、MVNOに対し冗長回線分の帯域の課金は行わないとのことだが、MVNO側では、冗長回線用にPOIまでの伝送路等を追加的に用意する費用が必要になるという理解でよいか。

(酒井構成員)

(ソフトバンク回答)

- (1) 当社ネットワーク内の冗長構成を利用するためのMVNO側の手続きは特段不要であり、自動的に当該冗長構成を利用できます。
- (2) MVNOが希望する場合、同一拠点における回線の二重化は実現可能です。その際、POIまでの伝送路はMVNOでの用意が必要です。